

倶知安町建築物等に関する指導要綱に基づく駐車場計画に関する参考資料 抜粋

駐車場設計・施工指針について

平成 4 年 6 月 10 日 道企発第 40 号
道路局企画課長から各地方建設局道路部長・北海道開発局建設部長・沖縄総合事務局開発建設部長・道路関係四公団担当部長・各都道府県担当部長・各政令市担当局長あて通達

改正 平成 6 年 9 月 28 日建設省道企発第 63 号

今般、別添のとおり、駐車場設計・施工指針を作成したので、今後、道路附属物としての駐車場を整備するに当たっては、これによられたく通知する。

都道府県におかれては、貴管下市町村（地方道路公社も含む。）に対しても周知徹底されたく願います。

なお、道路占用物件として道路の地下に設ける駐車場については、本指針第 3 編第 1 章から第 3 章の規定の適用を受ける旨、建設省道路局路政課長から通知（平成 4 年 6 月 10 日、建設省道政発第 46 号）されており、また、道路附属物及び道路占用物件としての地下駐車場であって、その躯体部分が建築基準法の適用を受けるものについては、本指針第 3 編第 1 章から第 3 章の規定は建築基準法の構造強度に係る規定と同等以上の効力を有する旨、建設省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あて通知（平成 4 年 6 月 10 日、建設省住指発第 195 号）されているので申し添える。

2. 4. 3 天井の有効高さ

天井の有効高さは、設計対象車両に応じて車路では、表－2. 4. 2の左欄に示す値以上、車室では右欄に示す値以上とすることを原則とする。

表－2. 4. 2 天井の有効高さ

〔単位：m〕

設 計 対 象 車 両	車路	車室
軽 自 動 車	2.3	2.1
小 型 乗 用 車	2.3	2.1
普 通 乗 用 車	2.4	2.2
小 型 貨 物 車	3.7	3.5
大型貨物車およびバス	4.1	3.9

2. 4. 4 車路の幅員

(1) 車室に面した車路の幅員

駐車ますに車両を駐車させるための後退・転回等が行なわれる車路（以下「車室に面した車路」という）の幅員は、表－2. 4. 3の左欄に示す値を確保することが望ましいが、空間の制約等によりやむを得ない場合には、右欄に示す値まで縮小することができる。

表－2. 4. 3 車室に面した車路の幅員

〔単位：m〕

設計対象車両	幅 員		幅 員	
	歩行者用通路 なし	歩行者用通路 あり	歩行者用通路 なし	歩行者用通路 あり
軽 自 動 車	7.0	6.5	5.5	5.5
小 型 乗 用 車				(対面通行)
普 通 乗 用 車				5.0 (一方通行)
小 型 貨 物 車	7.5	7.0	6.5	6.0
大型貨物車およびバス	13.0	12.5	11.5	11.0

(2) 車室に面していない車路の幅員

車両の後退・転回等が行なわれることなく、車両の通行のみに用いられる車路（以下「車室に面していない車路」という）の幅員は、表－2. 4. 4に示す値以上の幅員を確保するものとする。

表－２．４．４ 車室に面していない車路の幅員

〔単位：m〕

設 計 対 象 車 両	幅 員	
	対面通行	一方通行
軽 自 動 車	5.5	3.5
小 型 乗 用 車		
普 通 乗 用 車		
小 型 貨 物 車	5.9	3.7
大型貨物車およびバス	6.5	4.0

２．４．５ 車路の勾配

車路の縦断勾配は 12%以下とすることが望ましいが、普通乗用車以下の車両を対象とする場合で、やむを得ない場合は 17%まで増すことができるものとする。

なお、縦断勾配の変化する箇所では、必要に応じ勾配のすり付けを行うものとする。

２．４．６ 車路の内法半径

車路の内法半径は、設計対象車両に応じて、表－２．４．５に示す値以上とすることを原則とする。

表－２．４．５ 車路の内法半径

〔単位：m〕

設 計 対 象 車 両	内法半径
軽 自 動 車	5.0
小 型 乗 用 車	
普 通 乗 用 車	
小 型 貨 物 車	5.0
大型貨物車およびバス	8.2

２．４．７ 車路、車室の路面

車路、車室の路面は、水たまりが生じないよう排水に留意し、斜路は特に滑り止めを考慮しなければならない。

２．４．８ 柱、車止め等

駐車場内における柱等の構造は、車両の衝突等に対して十分安全なものでなければならない。また、必要に応じて車止め等を設け、車体の保護及び躯体等の防護を図るものとする。

２．４．９ 階段

階段は次の基準によるものとする。